

3-1. 施設の特徴

地域共生社会の実現、市民間の活発な交流による市民活動の活性化を目指し、地域共生交流施設エリアに（仮称）地域共生交流施設を整備します。施設は、以下の3つの拠点としての役割を持ちます。

① 地域共生社会実現のための活動の拠点

地域共生社会とは、様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が互いに支えあい、ひとりひとりの暮らしと生きがい、しあわせな地域を共につくっていくことができる社会のことで、春日市が福祉政策で目標としているものです。

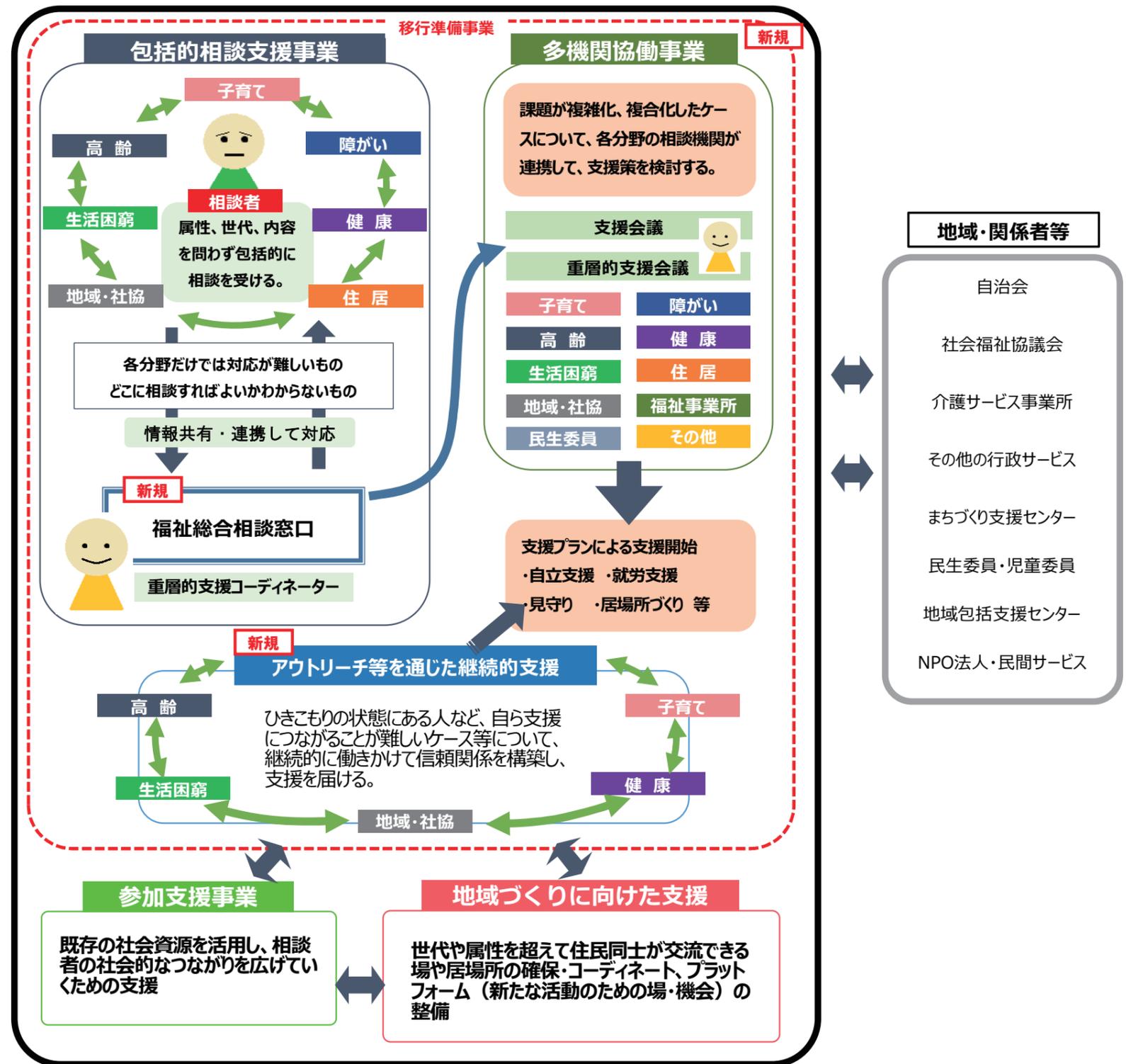
本施設には、地域の支えあいの拠点である社会福祉センターに加え、高齢者が介護予防や健康増進のための活動を行う老人福祉センターナギの木苑、健康づくりや介護予防のための運動トレーニング施設であるいきいきルームといった機能を集約します。各施設の利用者の状況を施設間で適切に共有することで、支援に繋げやすくします。

また、これまでの福祉課題への対応は、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった分野ごとに専門性を活かした対応を行ってきましたが、近年では、子育てと親の介護が同時期に発生する「ダブルケア」等、分野をまたがり、複合化・複雑化した福祉課題への対応が課題となっています。

そういった複合化・複雑化した福祉課題に総合的に対応できる体制づくりを行うため、新たに「重層的支援体制整備事業」という取組みを進めています。

本施設内には、福祉の相談全般を受け付ける総合相談窓口を設置するなど、地域共生社会実現のための機能を持たせます。

春日市の重層的支援体制整備事業の支援体系（全体像）



春日市の重層的支援体制整備事業のイメージ

※上記の図については、現在検討中のものであり、今後変更の可能性があります。

② 誰もが日常利用可能な市民活動の拠点

(仮称) 地域共生交流施設は、市民の交流や市民活動の活性化を促進し、協働のまちづくりを推進する拠点として整備を行います。

具体的には、市民活動を行う団体の事務室機能等を配置し、市民活動の活性化を図るとともに、誰もが利用可能なオープンスペースや広場を整備し、多くの市民の方に日常的に利用してもらうことを計画しています。

また、誰もが利用しやすい施設を目指し、車いす利用者等にも配慮した空間とします。

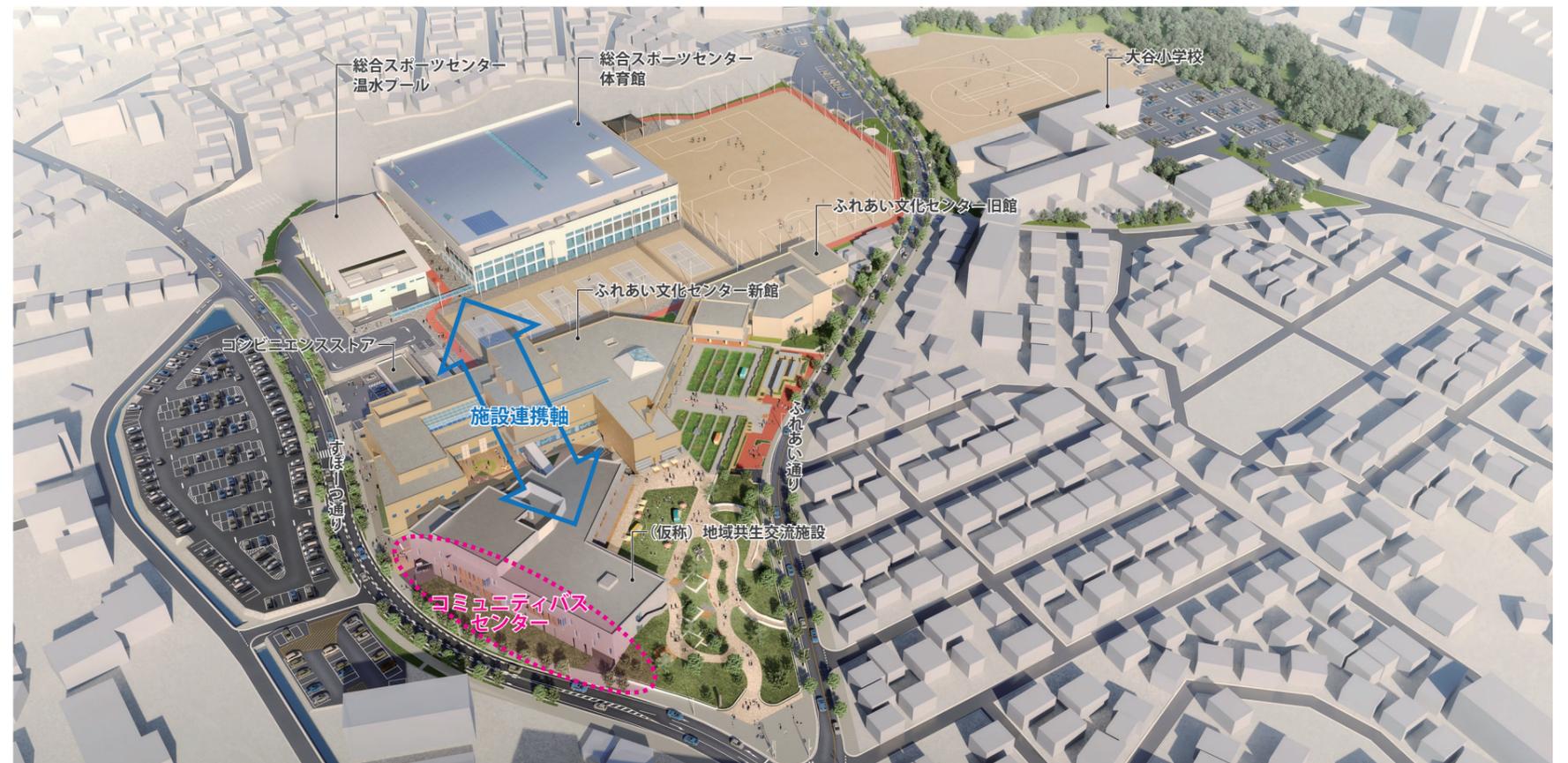


イベント広場から見た(仮称) 地域共生交流施設のイメージ

③ 既存施設を含めたエリア内連携の拠点

コミュニティバスセンター機能を含む(仮称) 地域共生交流施設は、市中央部エリア内にある各施設へのアクセスの拠点として整備します。

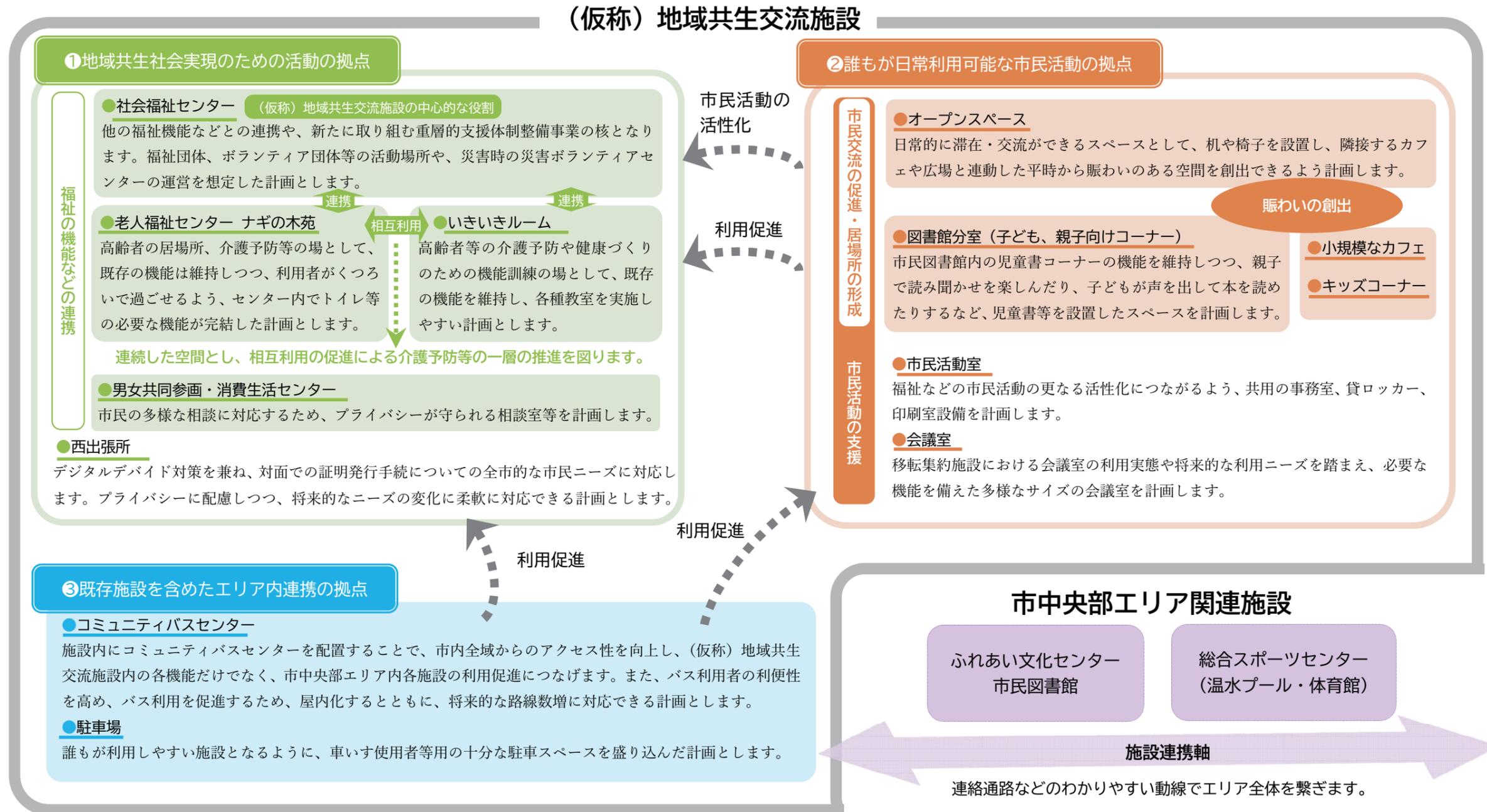
ふれあい文化センターや総合スポーツセンター、さらにはイベント広場ともわかりやすい動線(=「施設連携軸」)で繋ぎ、各施設との連携性を向上し、エリア内の施設の相互利用を促進するよう計画しています。



わかりやすい動線のイメージ

3-2. 施設の機能と関連性

前述のとおり（仮称）地域共生交流施設は「①地域共生社会実現のための活動の拠点」、「②誰もが日常利用可能な市民活動の拠点」、「③既存施設を含めたエリア内連携の拠点」の3つの役割をもっています。3つの拠点としての役割を果たすため、必要な機能を整備します。



※施設名（機能名）については、今後の検討で変更になることがあります。

3-3. 平面計画（地下1階）

point 1

交通系機能を集約し、市中央部エリアへのアクセス性を向上

- ① **コミュニティバスセンター**：雨天時でも雨に濡れることなく乗降が可能となるよう、ピロティ化のバス乗降所を整備します。また、最大で8路線に対応できるようにし、市内全域からのアクセス性を確保します。
- ② **駐車場**：駐車場を43台程度整備します。また、誰もが利用しやすい施設とするため、車椅子使用者等駐車場の設置や、荷下ろしや送迎に利用しやすい車寄せスペースを設けます。
- ③ **西出張所**：対面で各種証明発行手続きができる出張所をコミュニティバスセンターや駐車場に隣接し、アクセス性の高い地下1階のわかりやすい位置に配置します。第1駐車場等、施設外からもアクセスしやすいように出入口を計画します。
- ④ **その他**：館内全てのフロアを繋ぐエレベーターと、建物中央部にわかりやすい階段動線を整備します。エレベーターは、緊急時の対応を想定して、ストレッチャーの運搬が可能なものを2台設置します。



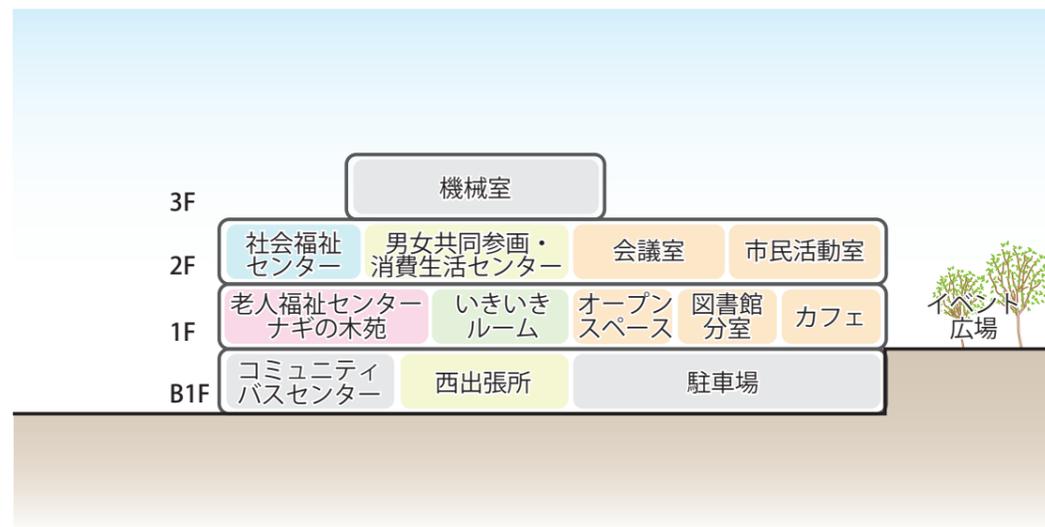
コミュニティバスセンターのイメージ



駐車場のイメージ

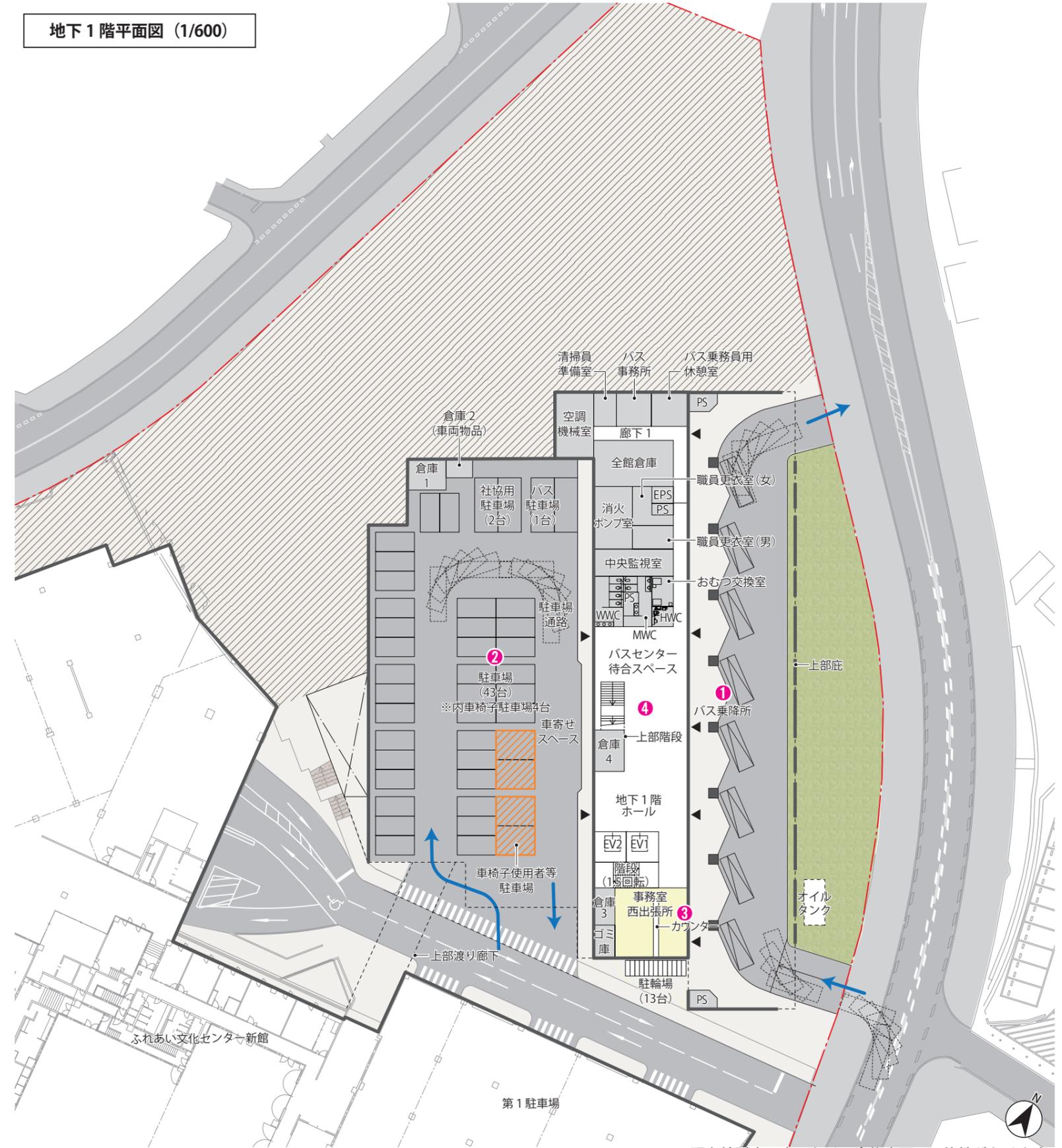


西出張所のイメージ



断面構成のイメージ

地下1階平面図 (1/600)



※現在検討中の案であり、今後変更の可能性があります。

第3章 施設計画

3-3. 平面計画（1階）

point 1

誰もが日常的に利用できる機能を配置し、賑わいを創出

1 オープンスペース・カフェ：緑に親しめる広場と隣接した箇所に、誰もが日常的に利用できるオープンスペース等を整備します。オープンスペースは、机や椅子、ソファ等を配置し、隣接したカフェで購入したコーヒー等を飲みながら、交流できる空間とします。イベント時には、オープンスペースとイベント広場、ふれあい文化センターの正面玄関前広場を一体的に活用し、賑わいのある大規模な空間とすることが可能です。

オープンスペースにはキッズコーナーを設け、小さな子どもが自由に遊べる空間とし、親子連れが気軽に利用できる場所を目指します。

2 図書館（分室）：幼少期にのびのびと本に親しみ、本を好きになれる場所として、周りを気にせず子どもが声を出して本を読んだり、親子で読み聞かせができる空間を整備します。オープンスペースやキッズコーナーと隣接することで、相互利用による賑わいの創出に繋がります。



オープンスペースのイメージ



キッズコーナーのイメージ



図書館（分室）のイメージ

point 2

2つの高齢者向け施設を連続した空間に設け、介護予防を推進

3 老人福祉センターナギの木苑：移転後も現在の活動を継続できるよう、浴場や大広間、はつらつルーム、囲碁将棋室など、必要な機能を配置します。また、移転後は周辺施設との相互利用を促進するため、スムーズに再入場が可能なシステム等の導入についても検討します。

4 いきいきルーム：運動器具を設置したトレーニングルーム、ルームレッスンや教室を行うスタジオを設置します。



ナギの木苑（ラウンジ）のイメージ



ナギの木苑（大広間）のイメージ



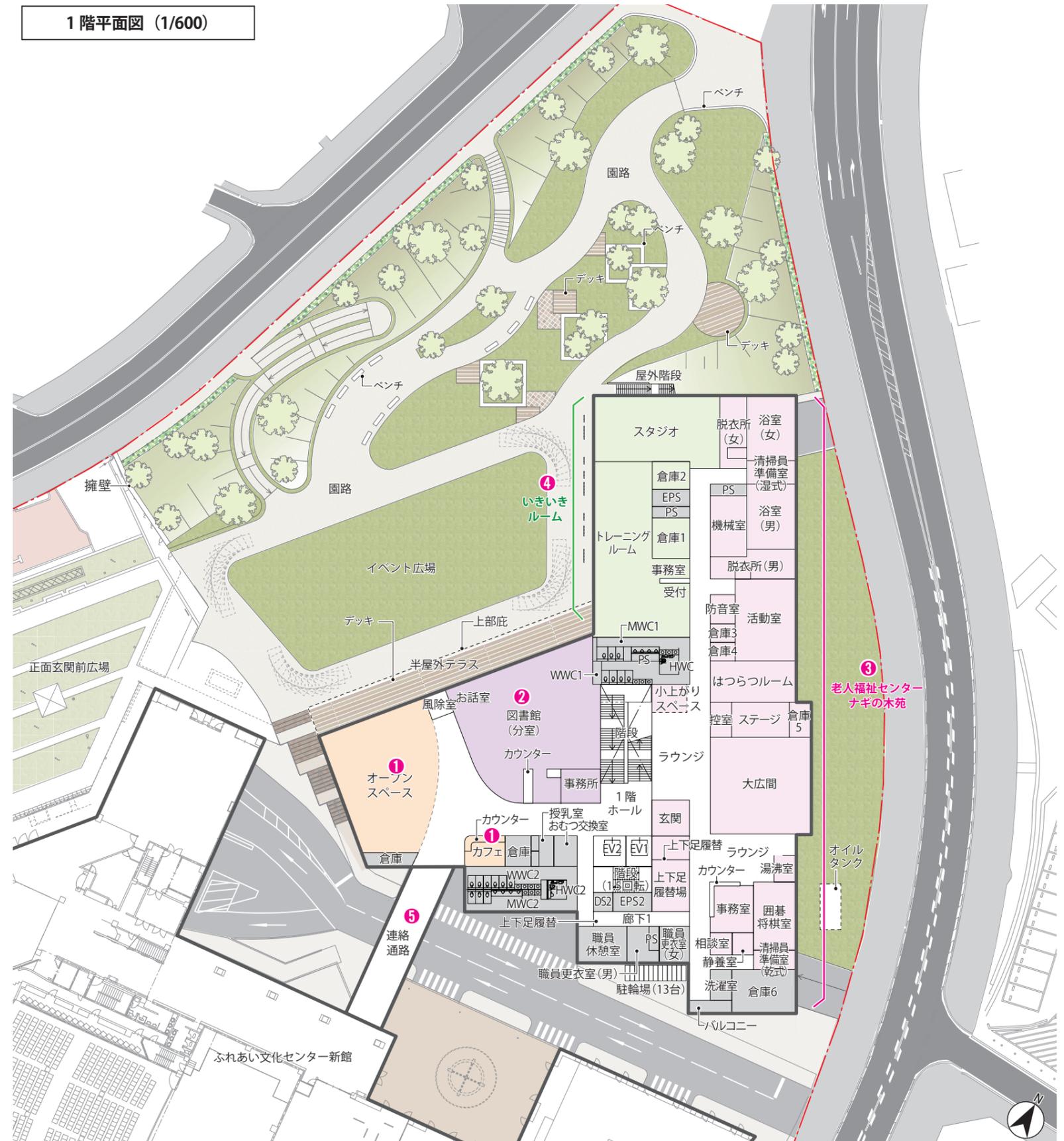
いきいきルームのイメージ

point 3

ふれあい文化センターに繋がる連絡通路の整備により、相互利用を促進

5 連絡通路：（仮称）地域共生交流施設にあるバスセンターから、市中央部エリア内の各施設にアクセスしやすくなるよう、ふれあい文化センター新館と繋がる連絡通路を整備します。通路は、雨天時でも行き来しやすい屋根付きのものを計画し、施設間の相互利用を促進します。

1階平面図（1/600）



※現在検討中の案であり、今後変更の可能性があります。

第3章 施設計画

3-3. 平面計画（2・3階）

point 1

重層的支援体制整備事業の促進に繋がる諸室の確保

- ① **社会福祉センター**：本市が新たに取組む重層的支援体制整備事業のために、必要な機能や、プライバシーに配慮した相談室、福祉に関する活動を行う団体の事務所機能や、ボランティア活動の支援を行うボランティアセンター、ボランティアルーム等を整備します。
- ② **男女共同参画・消費生活センター**：多様な相談に対応するための相談室を整備し、プライバシーに配慮した計画とします。
- ③ **市民活動室**：市民活動のさらなる活性化を目指し、市民活動団体用の共用事務室、貸ロッカー、印刷室を設置します。



社会福祉センターのイメージ



相談室のイメージ



市民活動室のイメージ

point 2

会議室機能を市民活動室等と同フロアとし、利便性を向上

- ④ **会議室機能**：利用者の様々なニーズに対応できるよう、多様なサイズの会議室を複数整備します。社会福祉センターや福祉団体、ボランティア団体の活動場所と同じ2階とすることで、利用者の利便性を向上します。



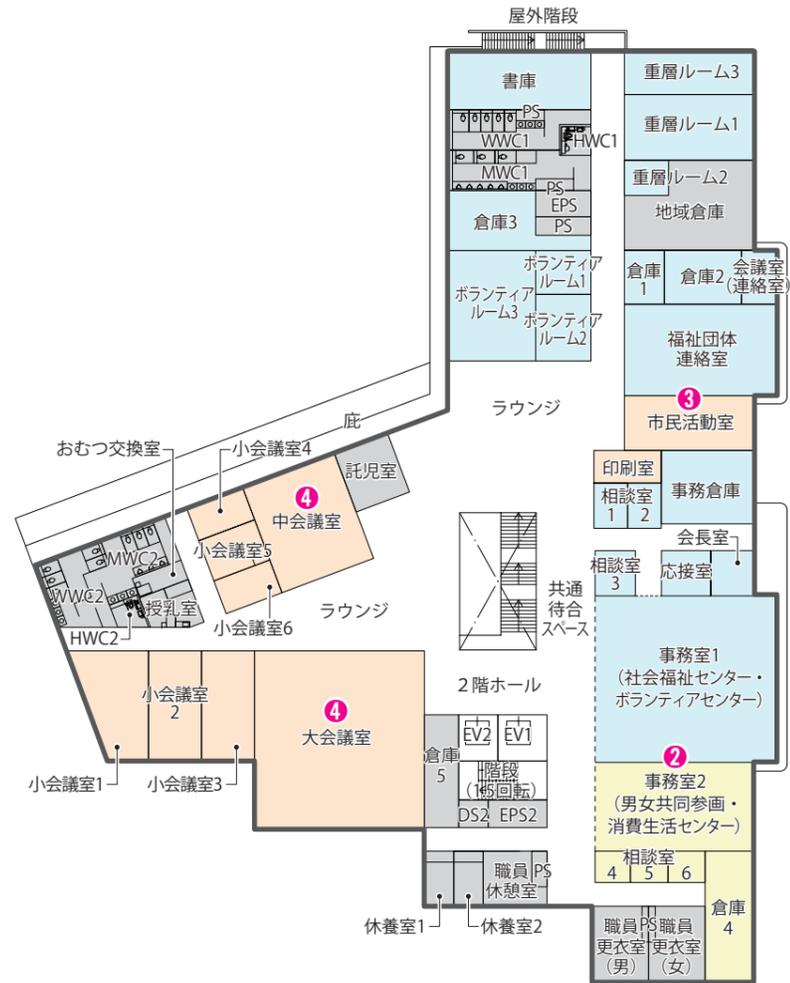
会議室のイメージ

point 3

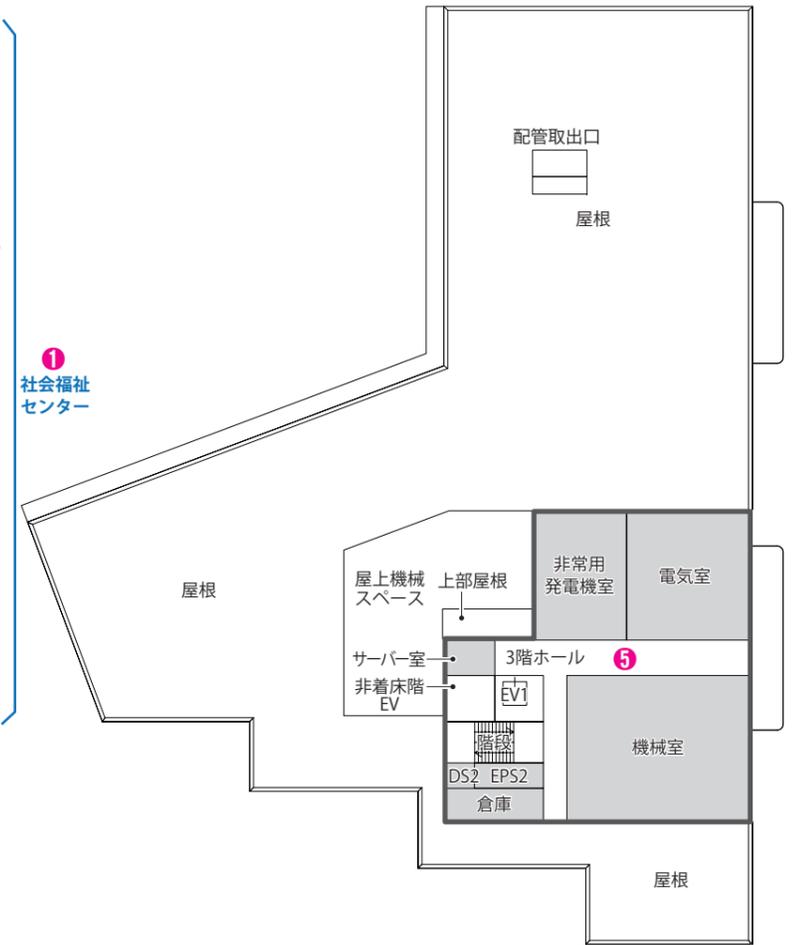
機械室等の施設管理機能を3階に集約しセキュリティを確保

- ⑤ **施設管理機能**：3階部分に機械室等施設の管理に必要な機能を集約することで、一般利用者の立入可能区域と施設管理区域を明確に区分けし、一般利用者の安全性を確保するとともに、施設管理区域のセキュリティを確保します。

2階平面図（1/600）



3階平面図（1/600）



第3章 施設計画

3-4. 外観計画

(仮称) 地域共生交流施設は、地域共生社会実現の拠点としての機能を持ちつつ、子どもから高齢者まで様々な市民の利用が想定されるため、誰もが気軽に利用しやすく、入りやすい施設となるような外観を目指します。

point 1 春日市中央部エリアの「顔」となる建築

市中央部エリアに北側からアクセスした際に、最初に目に入る施設となる(仮称) 地域共生交流施設は、広場と一体的に整備することで、市中央部エリアの顔を形成します。

point 2 周辺と調和した建築

(仮称) 地域共生交流施設は、すば一つ通り側(東側)やイベント広場側(西側)から見た際に周辺との調和がとれた施設とすることが重要です。市中央部エリア全体の一体感を損なわない外装計画とします。

point 3 環境にやさしい建築

(仮称) 地域共生交流施設は、日射負荷が大きい東側と西側に開口を設ける計画としています。本施設の整備にあたっては、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現することを目指しており、開口部の一部に日射制御のルーバーなどを検討し、環境に配慮した建物を実現します。



(仮称) 地域共生交流施設の外観イメージ(すば一つ通りから)

※現時点でのイメージであり、今後検討において変更となる可能性があります。



市中央部エリア配置図(キープラン)



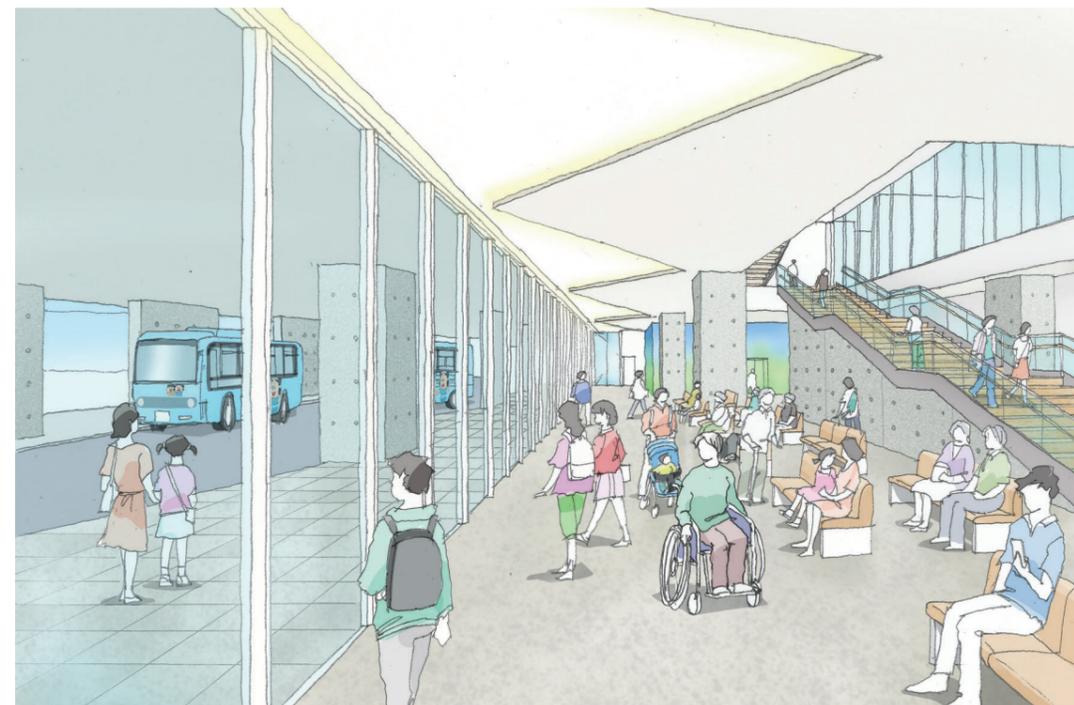
(仮称) 地域共生交流施設の外観イメージ(イベント広場から)

※現時点でのイメージであり、今後検討において変更となる可能性があります。

3-5. イメージパース



西出張所のイメージ



コミュニティバスセンターのイメージ



オープンスペースのイメージ



図書館分室（子ども図書館）のイメージ

3-5. イメージパース



ナギの木苑内大広間のイメージ



ナギの木苑内浴室のイメージ



いきいきルーム内トレーニングルームのイメージ



イベント広場のイメージ

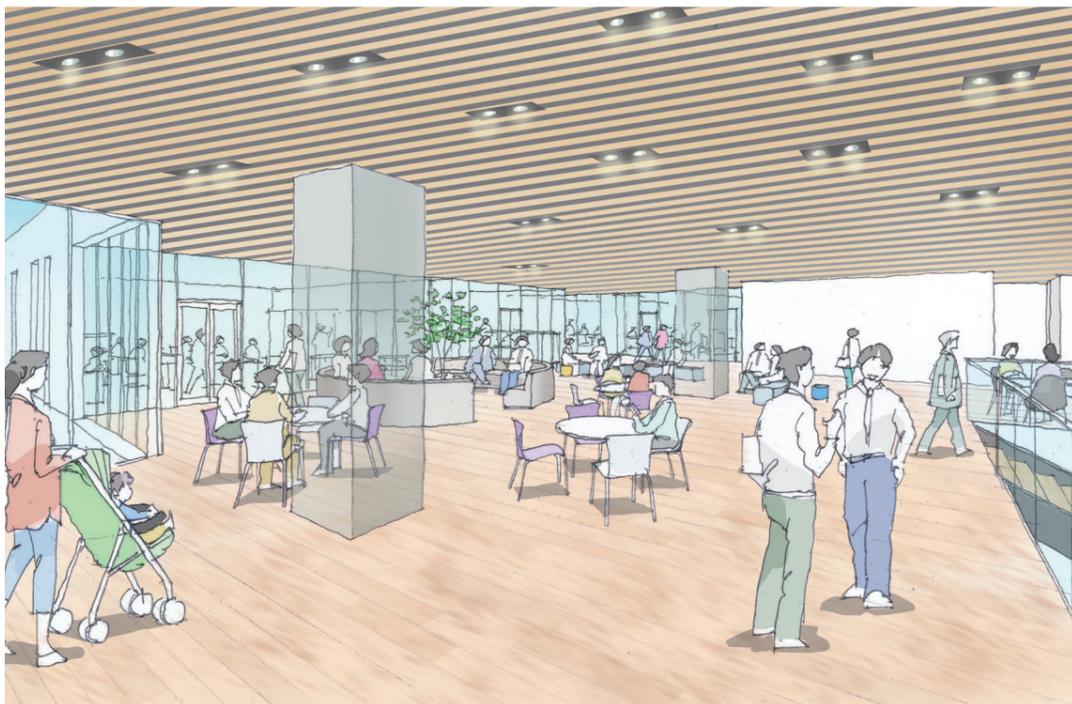
3-5. イメージパース



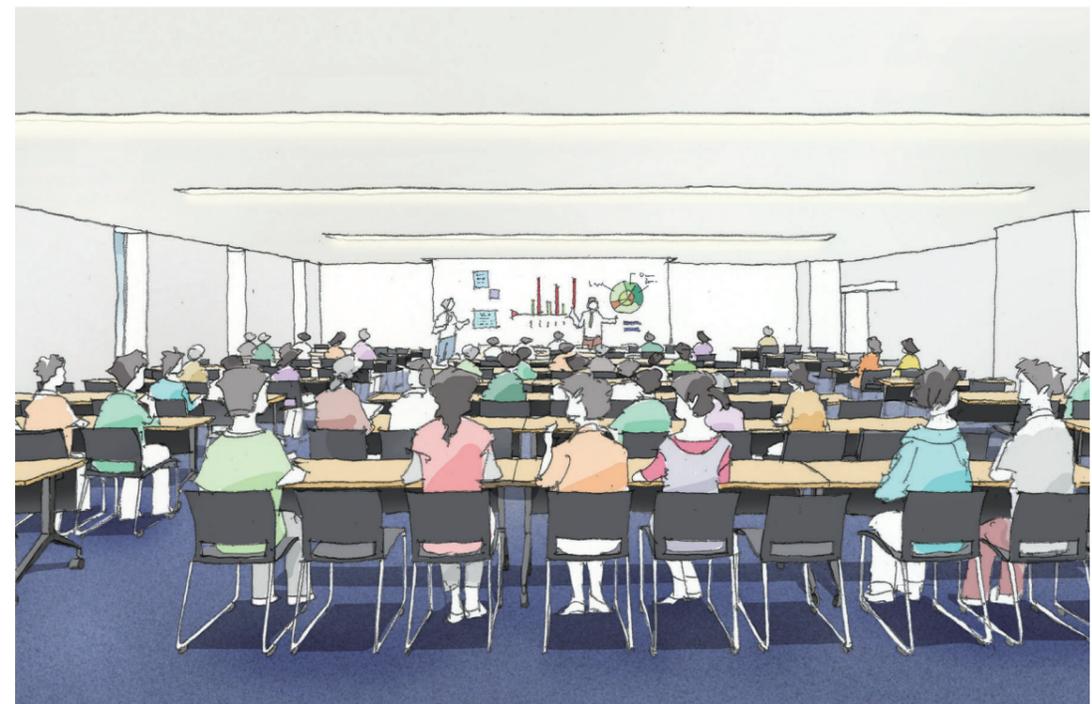
建物中央部の大階段のイメージ



社会福祉センターのイメージ



2階ラウンジのイメージ

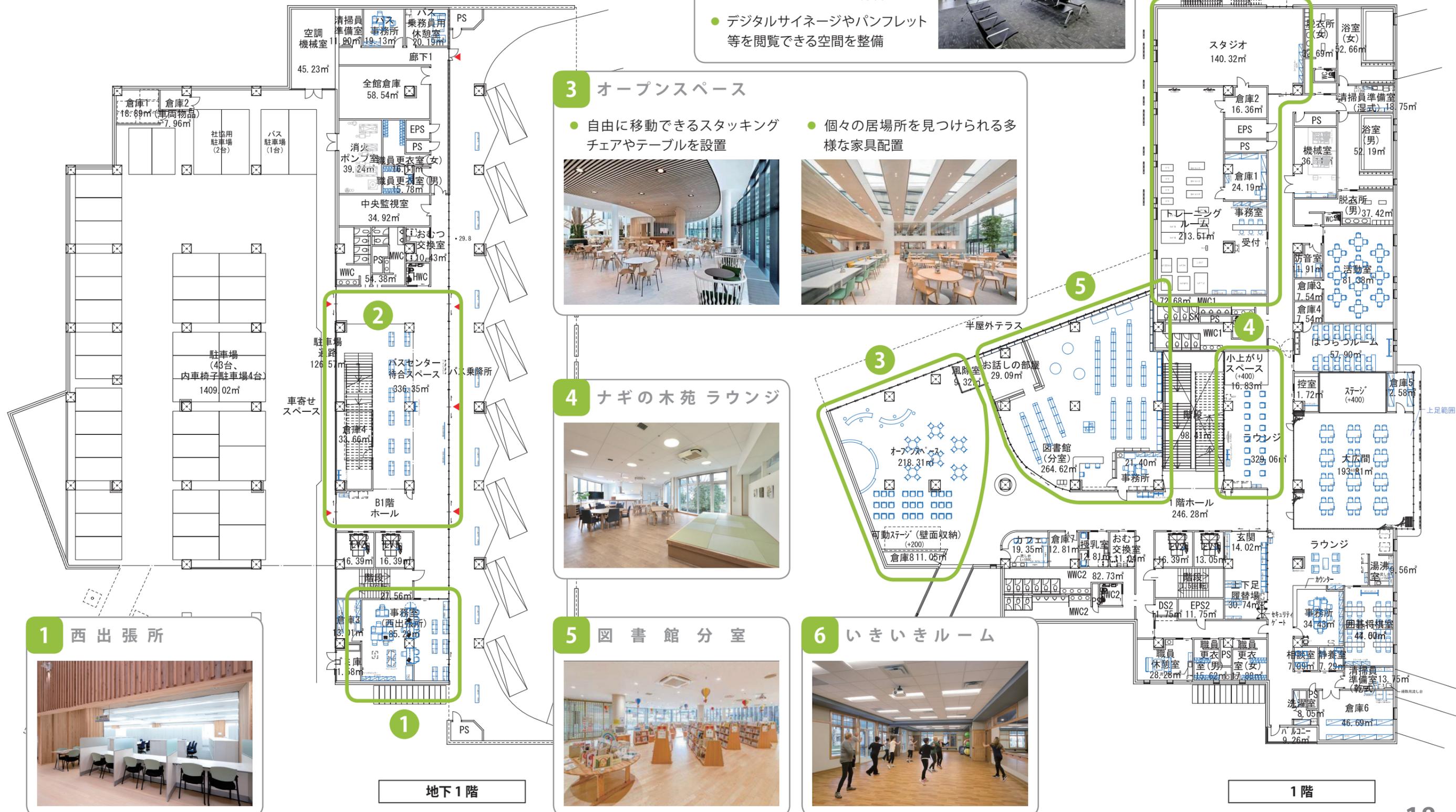


大会議室のイメージ

第3章 施設計画

3-6. 什器配置計画

子どもから高齢者まで様々な市民の利用が想定される本施設において、年齢や身体機能に関係なく、快適に利用できる什器を選定します。地域共生社会の新たな拠点として、誰もが立ち寄りやすく個々の居場所を見つけられるよう、多様性に富んだ温もりを感じることができる什器計画とします。



第3章 施設計画

3-6. 什器配置計画

6 ラウンジ



7 大会議室



8 福祉団体連絡室・市民活動室・ボランティアルーム

- 個人や各種団体単位など、利用形態や人数に応じたレイアウトの自由度と団体間のつながりを意識した計画



9 重層ルーム①

- 様々な利用方法に柔軟に対応可能な机や椅子を配置



10 事務室 (社会福祉協議会・男女共同参画消費生活センター)

- 容易にレイアウト変更可能な机や椅子、キャビネット
- 誰もが利用しやすい高さの対面カウンター



11 託児室・おむつ交換室・授乳室

- 親からの視線が届きやすく、怪我のしにくいディテール等、安全性に配慮した家具を選定
- 木材を使用した温かみのある授乳室



3-7. ユニバーサルデザイン計画

3-7-1. 基本的な考え方

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無や年齢、性別、国籍等の違いにかかわらず、すべての人が利用しやすいデザインのことです。本計画では、ユニバーサルデザインの7原則の考え方をベースとし、みんなが使いやすい、やさしい施設づくりを行います。また、福岡県の福祉のまちづくり条例に合致する施設・エリアを計画します。

ユニバーサルデザインの7原則



3-7-2. ユニバーサルデザインの7原則と方策

① 公平性（誰でも公平な使用）

- バリアフリートイレを各フロアに設置します。
- エレベーターは2台設置し、どちらも緊急時に担架が載せられる大きさのものを整備します。
- 車椅子使用者や視覚・聴覚の障がいがある人などでも安心して利用できるデザインとします。



バリアフリートイレ



点字ブロック

② 自由度（高い自由度と柔軟性）

- 利き腕などに影響されない自由な使い方ができる計画とします。
- 地下1階から1階へは、エレベーターに加え、幅広で緩やかな階段の整備についても検討しています。
- 様々な大きさの会議室や防音・調理機能を備えた部屋、畳スペースなどを整備し、多様なニーズに対応できる施設にします。



エレベーター



畳スペース

③ 使いやすさ（簡単で直感的にわかる使いやすさ）

- 車椅子使用者用駐車場は4台程度整備し、建物内に直接アクセスできる計画とします。
- エリア全体の駐車場に必要に応じて、満空表示器をつけ、駐車場の中に入らずとも空車の状況が判別できるよう整備します。
- ピクトグラムなどを用いて、直感的にわかりやすいサイン計画とします。



車椅子使用者用駐車場



ピクトグラム

④ 明確さ（必要な情報がすぐに理解できる）

- サイン計画は色調に留意し、わかりやすいものとします。
- わかりやすい動線計画を検討し、迷わずに目的地にたどり着ける計画とします。
- 階段などの段差部には、踏面（ふみづら）と蹴上部（けあげぶ）に明度差の大きな色を使用します。



サイン



階段

⑤ 安全性（うっかりミスや危険に繋がらないデザイン）

- 建物内の床面はつまづきに繋がるような段差のない計画とします。
- 屋内、屋外を問わず床面は滑りにくい素材を採用します。
- 避難を要する事態となった場合には、非常放送等により確実に避難を誘導します。



段差のない計画



滑りにくい素材

⑥ 持続性（無理なく使えるデザイン）

- 建物の扉には原則引き戸を採用します。
- 子どもから高齢者まで様々な年齢層の利用を想定し、高さ調整機能付きの家具を選定します。
- 長時間利用も考慮し、1人席やグループ席、ソファ席など様々な家具を選択できる計画とします。



引き戸



様々な家具

⑦ 空間性（スペースの確保）

- 車いすやベビーカーがすれ違える通路幅を確保します。
- バリアフリートイレ、授乳室、救護室を設け、だれもが安心して使える空間を整備します。
- 一部の部屋には家具などの収納スペースを設けることで、すっきりとした空間を保ちます。



すれ違える幅広い通路



授乳室

3-7-3. ユニバーサルデザイン計画

【共通の考え方】

「福岡県福祉のまちづくり条例」の各整備内容について「望ましい基準」をベースとして検討を進めます。

- ・主な扉の出入口：90cm以上
- ・主な廊下幅：180cm以上
- ・階段：幅150cm以上、蹴上16cm以下、踏面：30cm以上など

【車椅子使用者、杖利用者の安全対策】

- ・建物内の床面は全てフラットとし、段差や勾配となる床面をつくらない計画とします。
- ・屋外の歩道等のすり付け勾配はバリアフリー法に準拠し、1/12（望ましい基準：1/15）以下とします。
- ・便所の緊急呼出ボタン、インターホンは車椅子使用者の手の届く位置とします。
- ・通路等に杖が引っ掛かるような造作、物品、突起物が出ないようにし、転倒防止に配慮します。
- ・屋外の排水溝蓋は、車輪や杖の先端、かかと等が落ち込まない構造とします。
- ・屋外はもちろん、便所などの水を使用する箇所の床面は、粗面で滑りにくい素材を採用します。
- ・通行の支障とならないようなベンチ、ゴミ箱等の配置を検討します。

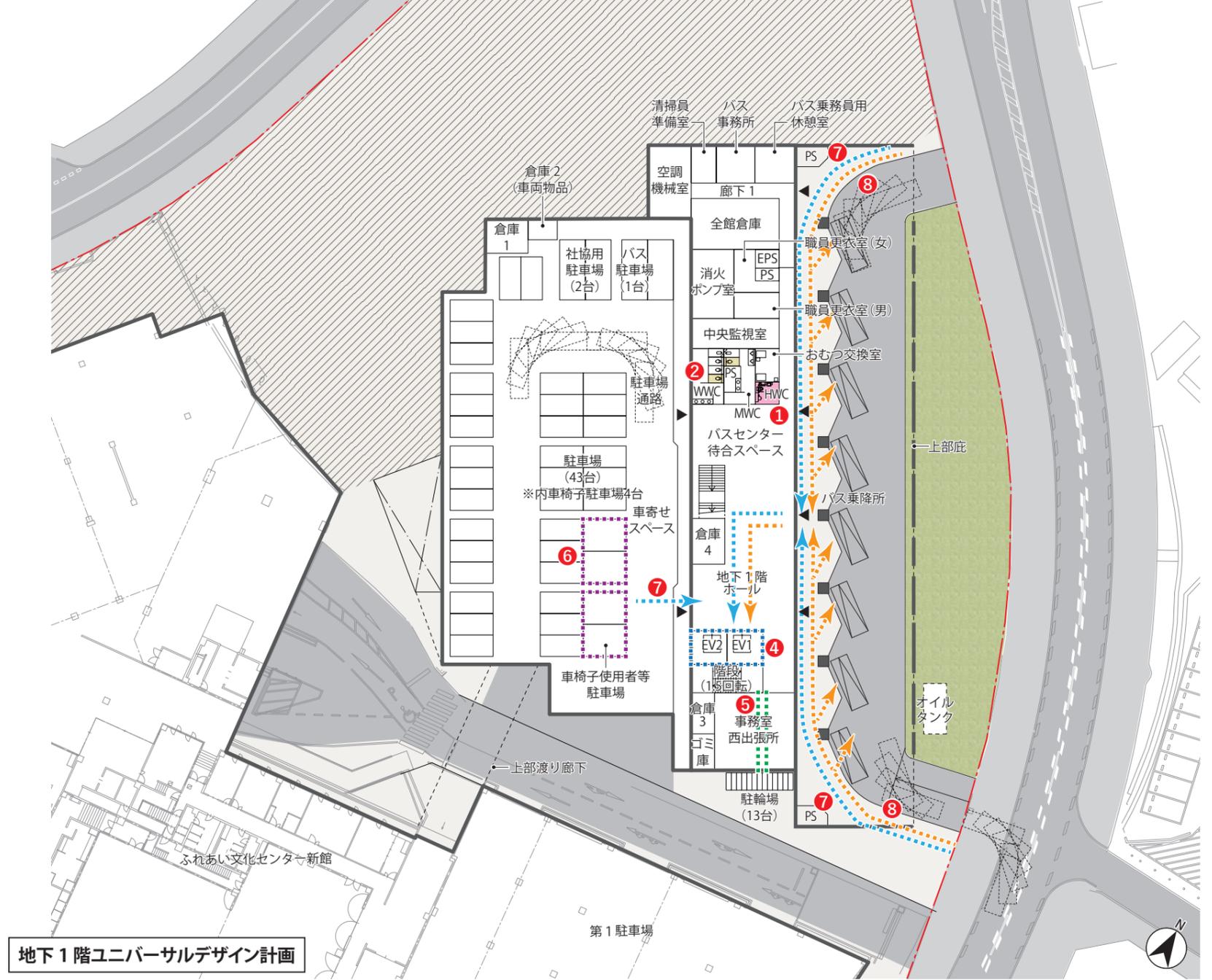
【視覚障がい者の安全対策】

- ・建物出入口まで安全に移動できるよう、誘導点字ブロックを設置します。
- ・階段などの段差部には踏面と蹴上部で明度差の大きな色を使います。
- ・避難を要する事態となった場合は、非常放送により確実に周知します。
- ・避難誘導灯は音声・点滅機能付きとし、音声にて避難を知らせる器具を設置します。

【聴覚障がい者の安全対策】

- ・避難誘導灯は音声・点滅機能付きとし、点滅によって視覚的に避難を知らせる器具を設置します。
- ・大会議室や大広間などにヒアリンググループ（難聴者の聞こえを支援する設備）を導入し、まわりの雑音や騒音に左右されずに音を拾うことができる環境づくりを行います。

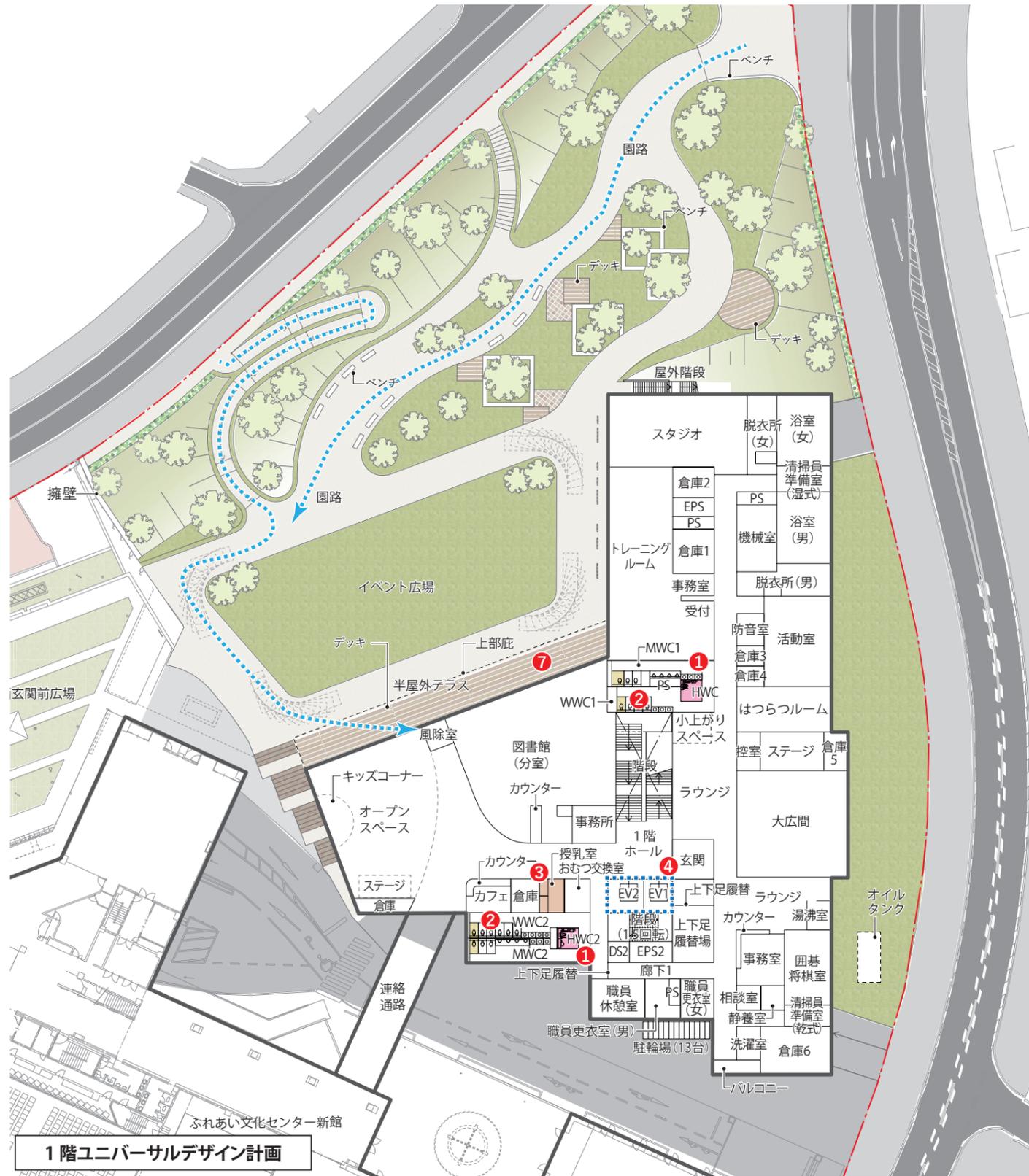
凡例	
	① 多目的トイレ 各トイレに1箇所ずつ整備 オストメイト用洗面器を各階1箇所ずつ整備
	② ベビーチェア 各男女トイレに1箇所ずつ整備
	③ 授乳室 1階及び2階に配置
	④ エレベーター バリアフリー対応のエレベーターを2台配置
	⑤ 窓口 車椅子に対応したカウンターを1箇所整備
	⑥ 車椅子用駐車場 エントランスに近い位置に車椅子駐車場を配置
	⑦ 車椅子動線 段差がなく、安全に車椅子使用者が移動できる動線を整備
	⑧ 誘導点字ブロック メインエントランスや各バス停の乗降所までいけるように計画 メインエントランス付近に点字案内板や音声案内板の設置を検討 階段やスロープの上り下り口に計画



地下1階ユニバーサルデザイン計画

第3章 施設計画

3-7-3. ユニバーサルデザイン計画



- 凡例**
- 1 多目的トイレ**
各トイレに1箇所ずつ整備
オストメイト用洗面器を各階1箇所ずつ整備
 - 2 ベビーチェア**
各男女トイレに1箇所ずつ整備
 - 3 授乳室**
1階及び2階に配置
 - 4 エレベーター**
バリアフリー対応のエレベーターを2台配置
 - 5 窓口**
車椅子に対応したカウンターを1箇所整備
 - 6 車椅子用駐車場**
エントランスに近い位置に車椅子駐車場を配置
 - 7 車椅子動線**
段差がなく、安全に車椅子使用者が移動できる動線を整備
 - 8 誘導点字ブロック**
メインエントランスや各バス停の乗降所までいけるように計画
メインエントランス付近に点字案内板や音声案内板の設置を検討
階段やスロープの上り下り口に計画



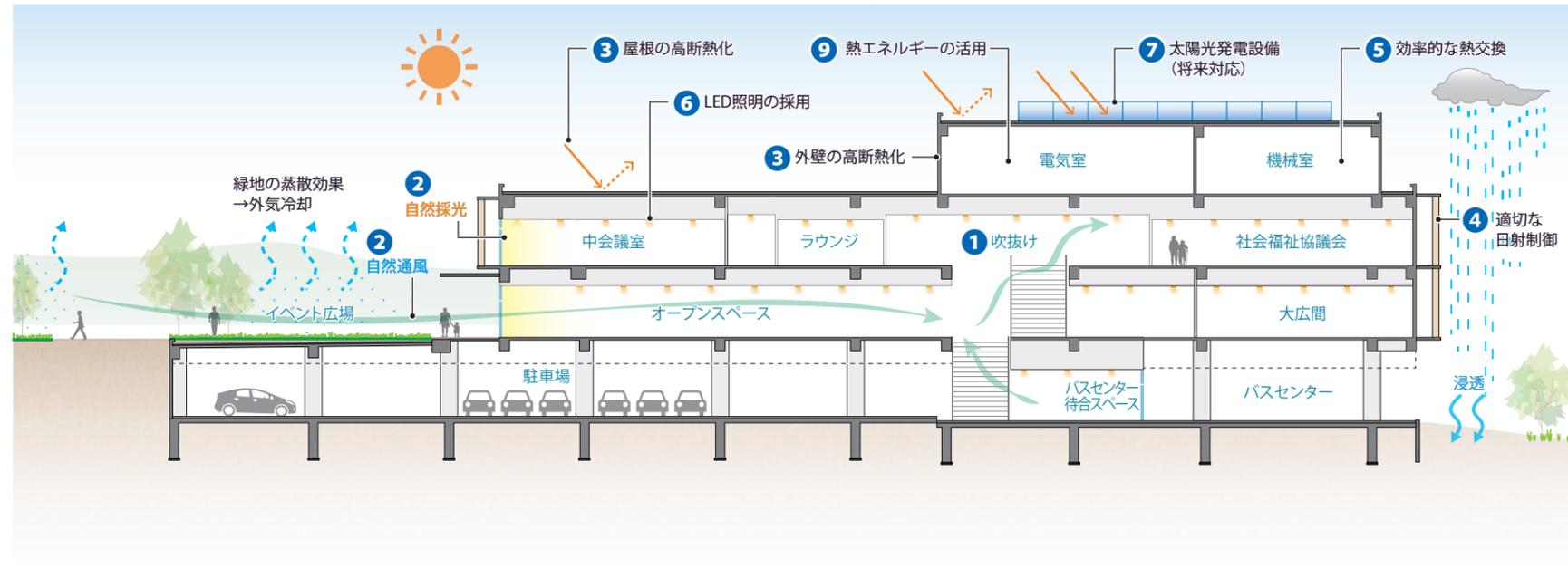
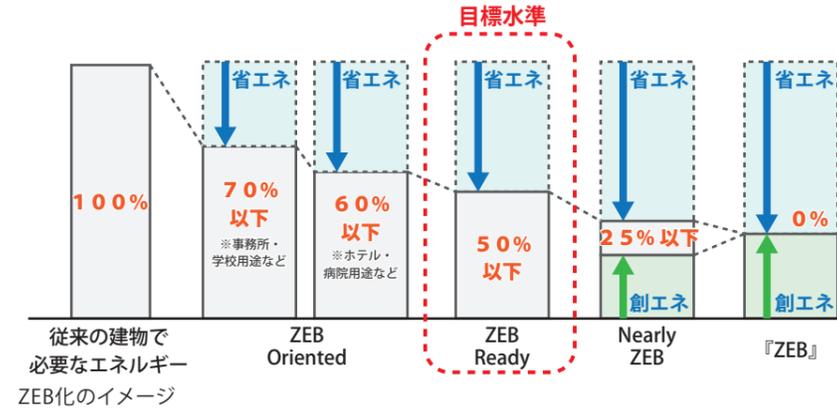
3-8. 環境計画

3-8-1. カーボンニュートラルの実現

春日市では、地球温暖化への対策を進め、より良い環境を後世に引き継ぐため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを目指すことを目指す自治体として令和4年に「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

上記の「ゼロカーボンシティ」に寄与するために、基本的な環境計画として、(仮称)地域共生交流施設はZEB Ready水準以上の建物を目指します。下記に示すような環境対策を検討し、費用対効果を踏まえながら最終的にカーボンニュートラルの実現に寄与する計画とします。

※1 ZEB (ネットゼロエネルギービルディング)：建築物で使用するエネルギーを正味ゼロとする考え方。ZEB Orientedの建物は建物で消費するエネルギーが通常の建築物より60～70%以下(建物用途により異なる)となる建物のこと。



- 1 3層吹抜け**：建物中央部に開放的な吹抜空間を設け、自然通風を積極的に取り入れることにより、重力換気を促進。
- 2 自然エネルギーの活用**：自然採光と自然通風を積極的に取り込む計画とし、照明エネルギー+空調エネルギーを低減。
- 3 断熱性能の向上**：屋根や外壁に高断熱材、開口部は複層ガラスを採用し、高断熱化を図ることと設備負荷を縮減。
- 4 適切な日射制御**：建物の西・東面の外部に縦型ルーバーを設置し、自然採光を確保しながら熱負荷を軽減。
- 5 効率的な熱交換**：外気の取り入れの際に、部屋から排出する空気などと熱交換をすることにより、空調負荷を低減。
- 6 高効率機器の採用**：LED照明やトップランナー機器など、環境に配慮した省エネ効果の高い機器を採用。
- 7 太陽光発電設備**：ペロブスカイト太陽電池などの技術革新を踏まえ、将来的に太陽光設備を設置できるように計画。
- 8 木材活用による脱炭素化**：市産材を活用し、新築時に発生するCO2を固定化。
- 9 熱エネルギーの活用**：ナギの木苑内にある温浴施設の温水を生成する熱エネルギーを利用した熱電設備の導入を検討。

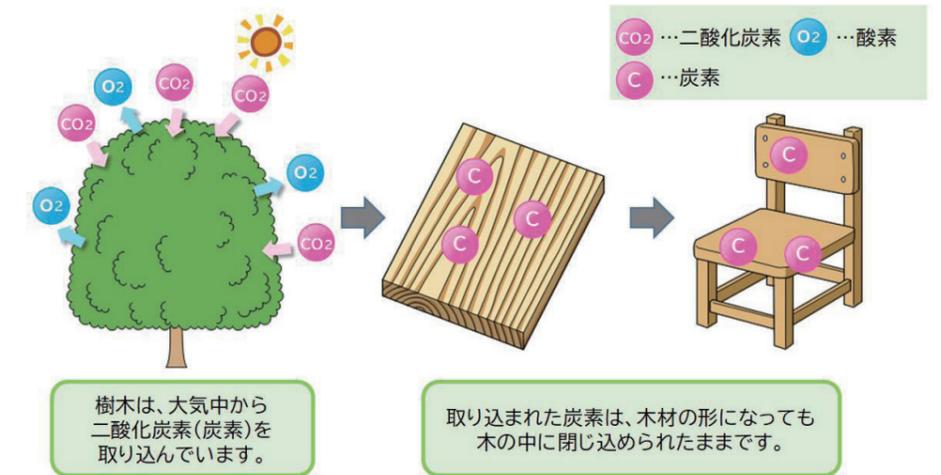
3-8-2. 市産材の活用

旧大谷ふれあい公園に自生している樹木は、樹齢80年程度の高齢の木です。今回の整備計画に伴いやむを得ず伐採しますが、(仮称)地域共生交流施設の前面のイベント広場には再度樹木を植樹する予定です。樹木は、大きく成長する段階にある若いものの方が、CO2吸収量が多いことが判明しています。この再度の植樹により、緑の循環(もしくは樹木の循環)を図ります。



旧大谷ふれあい公園の樹木

伐採した樹木は、(仮称)地域共生交流施設の内部で使用する家具として生まれ変わります。長年そこに在った樹木を木材として使用することで、新たな施設への愛着が深まり、さらに樹木が蓄積した炭素をそのまま貯蔵しておくことができます。家具を製作する際は、自生をしている木々の特徴に合わせたものを選定します。例えば、オープンスペースや図書館で使用するベンチや机等を製作する予定です。また、伐採した木の一部は、木材バイオマス燃料として使用できる木材チップへと生まれ変わらせる予定です。



樹木に蓄積した炭素を貯蔵するイメージ

市産材を活用することを通して、市民が参加できるワークショップの開催を予定しています。ワークショップでは、市民の皆様に地域の木材に触れ、木のぬくもりを感じてもらうとともに、木材として循環させることを通して、地球温暖化対策やカーボンニュートラルに関する理解を深めてもらえるような内容にします。

3-9. 防災計画

3-9-1. 災害に強い施設づくり

(仮称) 地域共生交流施設の建設地における災害特性を踏まえ、災害発生時にも必要な業務を継続できる計画とします。

① 地震対策

- 大地震時でも機能を維持できる安全性の高い施設にします。
- 構造体は、大地震動後、人命の安全確保に加えて、施設の機能が確保できる耐震性能（Ⅱ類）とし、大地震時に建物に求められる地震抵抗力（建築基準法で定める数値）の1.25倍とします。
- 天井材の落下や間仕切壁の損傷、設備機器や什器類の転倒に対し、自主的な安全策を講じます。

② 台風・風水害対策

- ガラスは、耐風性能に配慮した計画とします。
- 地下部分となる駐車場には十分な排水機能を整備し、地下1階の床高も適切に設定します。
- 万が一の飛来物対策として、大きなガラス面にはルーバーを設置します。

③ 火災対策

- 高齢者利用が多い機能や、不特定多数の市民が利用する機能を避難階となる1階にまとめることで、迅速に避難できる計画とします。
- 階段は南北に分散配置し、安全な2方向避難経路を確保します。利用者の多い1・2階は、フロア中央に階段を設けてわかりやすい避難動線を確保します。
- その他消防関係法令に基づき、必要な構造および消防設備を整備します。

④ その他非常時の機能維持など

- 停電時は非常用発電設備により、必要な箇所に3日間電力供給が可能な計画とします。
- 地域共生交流施設の建設に伴う、敷地外への過剰な雨水の流出を抑制するため、雨水流出抑制施設（※）を整備します。地域共生交流施設建設前後の雨水の流量を算出することで、適切な種類・容量の雨水流出抑制施設を計画し、周辺地域の安全性を高めます。

※敷地に降った雨がすぐに敷地外に流出しないようにするための施設等

3-9-2. 災害時の機能～災害ボランティアセンター

① 災害ボランティアセンター

(仮称) 地域共生交流施設は、災害ボランティアセンターの運営を担う春日市社会福祉協議会の事務所が設置されます。また、隣接する総合スポーツセンターが、防災拠点施設として避難所などの機能を有しています。以上のことを踏まえ、(仮称) 地域共生交流施設は、被災した市民の生活を再建するための災害ボランティアセンターを主な機能とします。

【災害ボランティア活動・災害ボランティアセンターとは】

「災害ボランティア活動」とは、被災地外住民等が、見返りを求めずに自発的に行う被災地への支援活動（力仕事や事務作業など）のことです。

「災害ボランティアセンター」は、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。個人ボランティアの登録を受け付け、被災者の要望（ニーズ）と個人ボランティアの調整（マッチング）を行い、両者をつなぎます。

【災害ボランティアセンターのための設備】

災害時のスタッフやボランティアの動線等や平時の利用との調和を考慮しつつ、必要な設備を設計の中で検討します。

総合スポーツセンターの防災拠点施設としての機能（概略）

施設		機能
体育館	メインアリーナ サブアリーナ	メインアリーナフロア：物資の集配場所 備蓄倉庫：非常用食料、マンホールトイレ用便器、仮設トイレ、避難用マット、バック毛布等 サブアリーナフロア・観覧席：避難所
	武道場	福祉避難所
	会議室	市役所本庁舎に異常があった際、災害対策本部の代替施設として利用可能
屋外		マンホールトイレ（5基）、かまどベンチ（3基）、手押し井戸（2基）

② その他

市内の指定避難所（福祉避難所）の収容能力が充足していることや、特定の避難者（市民）の生活の場となる指定避難所と、不特定多数のボランティアが出入りする災害ボランティアセンターを同一建物とする場合は、防犯面やプライバシーの面から好ましくないこと等を総合的に考慮し、(仮称) 地域共生交流施設は、指定避難所としない方針とします。